





(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
5. 適及適用及び修正再表示（以下5.において「適及適用等」という。）を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。